

令和４年厚岸町議会第２回定例会会議録		
招 集 期 日		令和4年 6月15日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和4年 6月16日 午前10時00分
	閉 会	令和4年 6月16日 午後 3時45分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	金 子 勇	○
2	石 澤 由 紀 子	○	9	桂 川 実	○
3	室 崎 正 之	○	10	大 野 利 春	○
4	音 喜 多 政 東	○	11	中 川 孝 之	○
5	南 谷 健	○	12	中 屋 敦	○
6	佐 藤 淳 一	○	13	堀 守	○
7	杉 田 尚 美	○			
以上の結果 出席議員 13名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
高 橋 政 一	佐 藤 浩 之	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	教 育 長	酒 井 裕 之
副 町 長	石 塚 徹	教委管理課長	田 崎 清 克
総合政策課長	三 浦 克 宏	教委指導室長	廣 瀬 巧
危機対策室長	四 戸 岸 毅	教 委 生 涯 学 習 課 長	早 川 知 記
税 務 課 長	鈴 木 康 史		
町 民 課 長	堀 部 誠	教委スポーツ 課 長	高 橋 俊 彦
保健福祉課長	亀 井 泰		
環境林務課長	真 里 谷 隆	監 査 委 員	黒 田 庄 司
水産農政課長	川 越 一 寿	監査事務局長	澤 田 達 利
観光商工課長	諸 井 公	農委事務局長	江 上 圭
建 設 課 長	渡 部 貴 志	選挙管理委員会 事務局書記長	薩 田 翔 吾
病院事務長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	塚 田 敦 子		

1. 会議録署名議員

8 番	金 子 勇		
9 番	桂 川 実		

1. 会 期

6月15日から 6月17日までの3日間（休会日なし）

厚 岸 町 議 会 第 2 回 定 例 会 議 事 日 程

(4 . 6 . 1 6)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		一般質問
第 3	議 案 第 3 7 号	釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
	議 案 第 3 8 号	釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
	議 案 第 3 9 号	釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
第 4	議 案 第 4 0 号	固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
第 5	議 案 第 4 1 号	辺地に係る総合整備計画の変更について
第 6	議 案 第 4 2 号	辺地に係る総合整備計画の策定について
第 7	議 案 第 4 3 号	北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第 8	議 案 第 4 4 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第 9	議 案 第 4 5 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第 10	議 案 第 4 6 号	釧路公立大学事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
第 11	議 案 第 4 7 号	財産の取得について
第 12	議 案 第 4 8 号	財産の取得について
第 13	議 案 第 4 9 号	財産の取得について
第 14	議 案 第 5 0 号	工事請負契約の締結について
第 15	議 案 第 5 1 号	工事請負契約の締結について
第 16	議 案 第 5 2 号	工事請負契約の締結について
第 17	議 案 第 5 3 号	厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 18	議 案 第 5 4 号	厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 19	議 案 第 3 5 号	令和4年度厚岸町一般会計補正予算
	議 案 第 3 6 号	令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算
第 20	意見書案第1号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
第 21		総務産業常任委員会所管事務調査報告書
第 22		各委員会閉会中の継続審査申出書
第 23		議員の派遣について

厚岸町議会 第2回定例会

令和4年6月16日
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和4年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、8番、金子議員、9番、桂川議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
初めに、4番、音喜多議員の一般質問を行います。
4番、音喜多議員。
- 音喜多議員 おはようございます。
第2回定例会に当たり、先に通告してあります2点について、質問させていただきます。
まず1点目は、停電対策についてであります。
長時間停電になった場合、携帯端末等への電源確保の対策について、厚岸町の見解をお伺いするものです。
アとして、町有施設で自家発電を有し、また給電機能を持っている施設を携帯端末の充電場所として、広く町民に開放してほしいのであります。
イとして、このことを災害時支援策の一環として、利用可能な施設を広く町民に周知し、利用してもらう考えはないかということであります。
2点目に、デジタル化の推進についてであります。
ご存知のとおり、国はデジタル化の推進に積極的ないろいろな施策を展開しようとしております。携帯端末機も普及が進み、アナログの時代は終わりを迎えました。携帯電話も機能が高度になり、一般社会においても、使える人と使えない人との格差が生じているものと見受けられます。
そこで、アとして、タブレット端末やスマートフォンなどの端末機器の取扱いが不慣れな方々を支援する担当部署又は相談できる担当者を配置することはできないかということであります。
イとして、スマートフォン等のデジタル機器類を利用や手続が完了する行政事務を広く周知し、利用を促進していく考えはあるものと思いますが、その見解をお伺いし、1回目の質問といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、音喜多議員のご質問にお答えいたします。

1点目の停電対策についてのうち、（１）、アの「自家発電や給電機能を持つ町有施設を携帯端末の充電場所として開放する考えはないか」についてであります。災害時における連絡や情報入手の手段として携帯電話等の役割は大きく、平成30年9月の胆振東部地震により長時間停電した際には、役場庁舎に携帯電話等の充電コーナーを設置するなどの対応を行っており、電源確保の重要性を認識しているところであります。

また、避難場所となる施設への発電機の整備や、電気自動車等を活用した移動式電源の確保を目的とした協定を民間事業者と締結するなど、非常時の電源確保に努めてきたところで、大規模な停電が発生し、復旧までに長時間を要するなど、充電場所設置の必要が生じた際には、役場庁舎をはじめとした町有施設において、これらの非常用電源を活用した携帯電話等の充電場所を設置したいと考えております。

次に、イの「利用可能な施設を広く町民に周知する考えはないか」についてであります。停電時の充電場所につきましては、停電の規模や期間、区域などを考慮し、充電場所を設置する必要があると考えますので、停電の状況に応じて設置する充電場所を、防災行政無線やホームページなどにより周知したいと考えております。

続いて、2点目のデジタル化の推進についてのうち、（１）、アの「デジタル機器の取扱いが不慣れな方々を支援する担当部署や相談できる担当者を配置することはできないか」についてであります。専門的な知識を持った職員の配置は考えていませんが、基本的な操作説明程度であれば、危機対策室で対応したいと考えております。

また、町内の一部の携帯電話販売店において、スマートフォンの基本操作や活用法などを指導する「スマホ教室」や、国のデジタル活用支援事業を活用し、マイナンバーカードの申請方法やマイナポイントの申込方法などの講座を無料で行っておりますので、事業者と連携しながら、こうした講座の周知にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、イの「デジタル機器で手続可能な行政事務を広く周知し、利用を促進していく考えはないか」についてであります。町では、今年度、マイナンバーカードを利用して、子育てや介護に関する24の手続のほか、令和5年度から運用を予定している転出・転入手続のオンライン化による、ワンストップ化を図るため、システム改修等の準備を進めているところで、準備が整い次第、広報紙等により周知を行う予定であります。

今後も、国が推進する行政手続のオンライン化などの流れを踏まえながら、可能な手続についてオンライン化の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 ありがとうございます。

まず、一つ目として、認識的な問題ですけれども、これだけ技術が進んで、停電はないだろうと思いますけれども、平成30年の胆振のように長時間にわたって停電ということもあり得ると思います。やはり、これからはそういったことについては対応を考えておいたほうがいいだろうと思います。

そこで普及したのが酪農地帯ですよね。あの時点で、搾乳した牛乳を捨てることもあったという状況も出ておりますが、あれ以来、酪農家のほうでは進んでいます。また、事業所においても、それぞれの停電対策として発電機を設けたり何だりして進んでいますが、一般家庭においては発電機を有するということは普段なかなか容易ではない。

そんなことから、停電が起きれば、長時間になれば、一番身近にある携帯電話、今はほとんどがデジタルのスマホに変わりつつありますが、これまた給電設備がなければ宝の持ち腐れに等しい物になってしまうと。そういう災害のときには、やはり携帯電話というのは身近な危機に対する対応の一つとして、道具として利用されていると皆さんも期待が高いだろうと思います。そういったことでは、やはりいざというときに給電させることができるということは必要だろうと思います。

答弁書に書いてありますが、胆振の例を見ると、あの時点ではそういうことを想定していなかったから、一時的にというか緊急的な対応をされたと思います。今後はそれに対する二度目になるわけですから、しっかりとした対応ができるような、そういう策が必要ではないかと思いますが、その辺についてはいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ご質問者おっしゃいますとおり、平成30年の胆振東部地震に伴う大停電、これを踏まえて、教訓といたしまして、町としても発電機のさらなる追加整備も進めておりますし、その経験を生かした充電コーナーの設置等、経験しておりますので、なかなか大停電というのは今後、今までよりは起きづらくなっているのかなとは思いますが、ゼロではないと、可能性はありますので、そういった有事の際に備えて、非常用発電機の活用を行い、充電コーナーの設置というのを速やかに行うように準備を整えてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 そこで、具体的に場所を指定しながらお尋ねしていきたいと思います。

役場庁舎は、自家発電持っておりますが、これまた津波ということになると、その対応に役場は考えておりますけれども、津波になってしまったら全くここはだめということも当面想定されます。そこで、皆さんが集まりやすいというか、そういう避難場所的な、例えば福祉センター支所あたりはどのような状況になっているのか。あるいは、情報館、ああいう公共的なところ。当然、コンキリエ。それから、避難場所として、この答弁書にはハイブリット車なんかを利用した発電機能を持たせるということからすれば、例えば太田の避難場所となっているラクトピア、そういうところにはどういう状況になるのか。あるいは尾幌。それから、新しい二つの保育所には自家発電を持

つという答弁を既にいただいておりますが、学校等は、それらについての見解は、場所的にはどのように捉えておりますか。その辺をお伺いします。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 各避難場所となり得る各施設の発電機の整備についてありますが、今、施設名があった福祉センターですとかコンキリエ、情報館、ラクトピア、あとは尾幌の酪農ふれあい館、新しい2カ所の保育所、こちらにつきましては、非常用発電機を配置しております。

そのほかの避難場所につきましても、全てではないですが、自主防災組織で整備をいただいた非常用発電機も備えておりますので、有事の際にはそういった自主防災組織の協力もいただきながら、そういった電源の確保には努めてまいりたいと考えております。

学校の部分が抜けておりましたので、避難場所となる厚岸小学校ですとか太田中学校、こちらのほうにも非常用発電機は整備している状況にあります。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 そういったところが十分に対応できますよということは一般の町民、あまり知らないと思うのです。役場で平成30年の胆振東部地震の場合は、話から話に連絡ついて、役場で充電できるよという話は聞いているという話は聞いたのですが、普段、それこそホームページ上で、ここにはいざという時の場合、充電可能な施設ですよというPRはしていないと思うのですが、その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 質問者おっしゃいますとおり、どこどこで充電できますよという周知はこれまでではございません。胆振東部地震の際にも、防災行政無線等を通じて、町民の皆さんに周知しておりますので、今後もそういった有事の際には、まずは第一義的には防災行政無線、これは全戸に設置されておりますし、屋外拡声器もありますので、そういった防災無線での周知、併せて町のホームページ、停電時であってもホームページの更新はできる状況にありますので、そのホームページから各町民の方がお持ちになられている携帯電話端末等で確認をいただいたり、SNS、こちらについても停電時でも更新できますので、そういった部分での情報周知というのを徹底しながら進めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 携帯電話が使えるか、使えないか、そのくらいの災害になってしまうと、基地局がだめになってしまっても使えないのではないかとという心配事もありますが、今は

基地局がだめでも衛生があるよと、ある通信大手の方々が、その点は心配ないよと、むしろ端末の充電がされていれば、今はそのほうが復旧に手っ取り早いと。基地局を整備するよりも衛生を利用したほうが復旧が早いという話も伺っておりますので、できればそういうことですので、利用者の充電がしっかりしていればと思います。

それで、今言われたように、これまた普段必要ではないわけですね。いざというときだけ必要になってくる。その必要性が、いざというときに重大的かというと、機能的に必要な、本当に情報がほしい、身近な物として一番活用しやすいわけですね。そういった意味では、やはりそういう場所では充電が長時間、それこそスマホが使えなくなった場合は充電も可能ですよということをきちんと町民に浸透できるようにしてほしいと。そうしておいたほうが、いざというときに混乱しないで済むのではないのかと私は思いますので、ぜひそういったことでは、前面に出るということはいらないけれども、いざというときにはそういう備えはしてありますよということを考えて対応していただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 事前の町民への周知というところでは、町が発電機を備えている施設を全て周知してしまうと、逆に混乱を招きかねない。そこで全て充電コーナーを設置するという状況にもありませんので。ただ、主な施設ですとか、こういったところでは、先ほど町長の1回目の答弁でもありましたが、停電の状況によりましても設置場所というのは変わってきますので、そういった基本的な部分をお示しした上で、有事の際にはここでやっていますよというのを速やかにお知らせするような取組を進めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 今の見解というか、町は町なりの考え方があるのでしょうかけれども、一般町民は発電機持ったり、あるいはそういう充電機能を持ったりというのはなかなか容易ではないわけですから、そういった災害に、いざというときに、そういう場合に備えて、隠れたというか、静かな対応を、ぜひ町は配慮していただければなと思いますし、お願いしておきたいと思います。

それから、2点目のデジタル化の推進についてであります。私の質問は高度な技術だとか、あるいは能力を有するデジタル化を指しているわけではありません。そこまで自分も能力はありません。現在、スマートフォンには最近変えたばかりですけども、使っている機能は通話とSNSですか、それをやる程度で、ほかのものは全く、想像はつくのですが、ほとんど使っていないというのが実情です。ほかの方に聞いても、若い人は比較的、使い方は使えるようですけども、私が今回申し上げるのは、国が言っているとおり、高齢者などがそういう端末器を使って、少しでもデジタルを有効に活用できる、あるいは自分の生活の一部に取り入れることができればなという、その程度のデジタル推進能力を持っていませんので、その辺についてのご質問としたいと思います。

それで、厚岸町でやはりそういう職員は、能力持っている人はいらっしゃるにはいらっしゃるのだろうけれども、それを町民にお知らせするというか、そういうことになるちょっと問題点も出てくるのかなと思うのです。国はデジタル推進員なる、そういう外部の養成者を養成して、各地域にそういう浸透を図っていこうという考え方ですが、厚岸町についてはデジタルを推進していくとなれば、どのような基本的なというか、今考えている時点での発想をお聞かせいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） デジタルに関してのご質問ですが、質問者おっしゃられますとおり、国におきましては、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会を目指すとして、その取組の一つとしてデジタル格差の是正を目的に、今おっしゃられましたデジタル推進員、こちらの取組を進めようとしているところでありまして、現在、携帯電話事業者を対象とした推進員の募集を行っているところでありまして、そういった、これデジタル大臣が任命するというようなものになりますので、町内の方が推進員として任命された際には、そういった方々のご協力をいただきながら、そういったデジタルに不慣れな方への指導、サポートというものも取り組んでいきたいなと思いますし、また町職員といたしましても、大半がスマートフォンを所持しておりまして、基本的な操作程度であればサポートできるかなと思いますので、危機対策室で対応しますということで1回目でお答えさせていただいておりますが、例えば窓口サービスですか、そういったところでも、本当に簡単なものであれば、機種によって取扱い、操作方法等も違ったりとかという部分もございますので、全てが対応しきれんかちょっと難しい部分もありますけれども、その辺のサポートはしていきたいと思ひますし、無料の携帯スマホ教室、1回目の答弁でさせていただいておりますが、そういったやっている事業者が定期的に行っているようですので、そちらの周知について協力をさせていただきながら、連携を取りながら、そういった携帯電話事業者のスマホ教室のほうがよりきちんと機種を見ながら、自分の端末を使いながら指導していただけるという部分もございますので、そういったものも有効に活用しながら、そういったデジタルに不慣れな方へのサポートというものに取り組んでいきたいと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、お話聞いていて、主としてやはり提供者、携帯電話提供者が中心にやるべきだという考え方と、それから町側というか行政としては補完的というか、補助的というか、ちょっと裏に回って表には出ないよと。ちょっと簡単なヒント的なというか、そういうのが行政はやるよと聞こえたのですが、どちらもどっちだと思ひのです、これは。元々売っている業者が利用させようとして、お金を取っている業者のほうがむしろ積極的にやるべきなのですが、そこをもう既に超えてしまっているわけですよ。スマートフォンであればパソコン入ってしまつて。その機能を行政がそれに乗っかろうとしているわけです。ですから、そこを利用するとなれば、自分でやるとなれば

かなり高度な能力を持った人ということになるわけです。いつまでも、これ、年寄り、そういう2世代くらい変われば変わってくるだろうけれども、現在のお年寄りは、これはもうついていけないと思うのです。正直言って、後期高齢者となったら、現在スマホは持っているけれども、そのスマホを有効活用できないと思うのです。アナログは選べないし、片一方はもうはしごはずしてしまっているわけですから、デジタルしかないわけですから。

それでもアナログと同様の扱い方というか、通話と何か連絡、何か来たぞというくらいの、着信があったぞというくらいのことは重々使えるかと思うのですが、一步進んだ、例えば出納室でお金、入金、支払い、行政の使用料とかできるようになりましたね。あれなんかも、もっと若い人は簡単に使っているのですが、一般の年寄りというか、我々もきちんとお金の出所が管理がきちんとしていれば使ってみたいなという思いはするのですが、なかなかその途中が分からないから信用できないという、そういう状況にある。皆さんそうなのです。それを越えた若い者は、1回や2回失敗しても克服して使いこなせるようになるわけですが、我々後期高齢者は、なかなかそこを踏み切れない、そういう状況にある。

だから、そこを国は応援しようとしているわけですので、例えば厚岸町の、先ほども言いましたが、職員が難しいのであれば、釧路あたりは20万人切って、16万人くらいかな、少なくともデジタル推進一人くらいは置くだろから、1週間に1回でも借りてきて普及させるという方法はできないものかなと思うのです。

それともう一つは、窓口というか相談口が固定されていない。誰が、どこへ行けばと。一般的には、できれば情報館あたりが行きやすい。役場に行ってねというのはちょっと難しいところ。その辺、やはり広く検討いただけないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） まず、いろいろな使い方という部分で、キャッシュレス決済等の例をいただきましたけれども、そういった使い方などにつきましても、携帯電話事業者のほうのスマホ教室でやっておられますし、なかなか町職員がそこまで踏み込んでというのはなかなかちょっと難しい部分はあるかなと思いますので、携帯事業者と連携して努めていくと。さらには、そういったデジタル推進員として携帯電話事業者のほうがなられた際ですとか、推進員でなくてもそういった取組をしている事業者と連携して、共催というような形でスマホ教室を開くですとか、そういったことも含めて検討はしてまいりたいと思いますし、町民の行きやすさ、役場の窓口ではなくて情報館等ということでございますので、そういった部分では生涯学習課ですとか、そういったところとのちょっと協議をさせていただきながら、可能な取組を検討してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ぜひそうしてほしいのです。これから避けて通れない、それほど大きい話ではないのですけれども、当然そういう浸透する時期というか、やる時期が来ると思うのです。急ぐことではないと思うけれども、ぜひお年寄りも入口の部分でもいいから使えるような、そういう優しく対応できるような検討して、ぜひ前に進めてほしいなと思います。今、やり取りの中では、かなり先は時間がかかるなと思いますので、ぜひ検討して、いい方向に導いていただきたいということをお願いして、私は終わります。

以上で、終わります。

- 議長（堀議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、8番、金子議員の一般質問を行います。

8番、金子議員。

- 金子議員 質問通告書に従って、2点質問させていただきます。

1点目は、ふるさと納税についてです。

昨年度は、前年度比のほぼ倍増で、納税額が9億円超えと、今勢いがある厚岸町のふるさと納税ですが、平成26年度は白糠町とほぼ同額だった納税額が、前年度は白糠町の10分の1程度の状況です。何が違いその差になったのか、また、町としてこの事実をどう認識しているのか、返礼品制度が導入されてから、町がどのように考え、取組をしてきたのかと今後の展望を問います。

二つ目は、きのこ産業について。

町では、新規きのこ生産者を募集しておりますが、都市部から全く未経験で、生産者に知り合いもない方がもし応募してきた場合、生産技術や販路、起業までを厚岸町はどのようにサポートするのかを問います。

以上、2点になります。

- 議長（堀議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 8番、金子議員のご質問にお答えいたします。

1点目のふるさと納税について、「平成26年度は白糠町とほぼ同額だったふるさと納税額が、前年度は白糠町の10分の1程度の状況です。何が違いその差になったのか、町としてこの事実をどう認識しているのか、返礼品制度が導入されてから町がどのように考え取組み方をしてきたのか、今後の展望は」についてであります。平成26年度のふるさと納税寄附額の違いについては、厚岸町、白糠町共に返礼品の取扱い開始前であったため、寄附額に大きな差が生じていない状況でありました。

その後、白糠町では平成27年4月から、厚岸町では平成28年6月から、それぞれふるさと納税をした方への返礼品の取扱いを開始しております。

返礼品取扱い開始後の白糠町との寄附額の違いについては、返礼品として取り扱う品目、工場や生産規模のほか、広告費や宣伝手法の違いや、インターネットから寄附を受け付けるポータルサイト数の違いなどがあると認識しております。

本町のふるさと納税に対する取組については、返礼品の取扱いを開始した平成28年度

から、担当者が各事業者を訪問し、新規の返礼品協力事業者の拡大に努めてきたほか、さらなる寄附額の増額に向けて、ふるさと納税や地場産品の販売手法に長けている民間の方にも提案や助言などをいただきながら、返礼品協力事業者と連携し、返礼品の開発に取り組んでまいりました。

また、昨年度は寄附を受け付けるポータルサイトを二つ追加し、現在は六つのポータルサイトで寄附を受け付けておりますが、今年度も二つのポータルサイトの追加が決定しております。

今後も、ポータルサイトの追加や民間の方からの助言をいただきながら、さらなる寄附額の増額を目指すとともに、ふるさと納税を通じて、厚岸町の魅力を全国に発信し、厚岸町を訪れる人を増やす取組を進めてまいります。

続いて、2点目のきのこ産業について、「町では、新規きのこ生産者を募集しているが、都市部から全く未経験で、生産者に知り合いもない方が応募してきた場合、生産技術や販路、起業までをどのようにサポートするのか」についてであります。きのこ菌床センターでは、新規の着業希望の相談があった段階で、地域の生活環境や菌床しいたけ栽培の概略説明に加え、着業に必要な費用や、国や北海道の制度資金の紹介、町の支援策の説明等を行っているほか、本人が希望すれば、現地に来ていただいて生産者を交えて説明を行っております。

実際に応募してきた場合の支援であります。新規で町内に着業する場合、3万菌床の無償提供や、きのこ生産者住宅及び生産施設用地の貸付のほか、しいたけ栽培の技術指導等を行っております。

また、起業までの新たなサポート体制として、きのこ菌床センターのビニールハウスを活用した短期間のしいたけ栽培体験や、地域の生産者の協力を得て、着業に向けた研修ができないか検討を進めております。

受入体制の充実には、生産者から現場で栽培技術や販路を含めた経営のノウハウについて生の声を聞きながら学ぶことが最善と考えており、地域挙げての取組について、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 いろいろ詳細を説明いただき、ありがとうございます。

まず、一つ目のふるさと納税についてのお話なのですが、担当課のほうが多分、昨年から観光商工課に変わって、1年間、昨年度の結果が9億円と倍増というのは、まず、すごい非常に頑張っていた結果だと思った上で、それも分かった上での今回の質問を、今後さらにふるさと納税が自主財源で、自主財源をさらに増やすという厚岸町が熱意を持って対応している部分だと思うので、今回質問させていただいております。

その中で、現在の、先ほども外部との連携という話も答弁いただいたのですが、具体的に現在の外部との委託や協力状況についてお伺いしてもよろしいですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

外部との協力という意味では、ふるさと納税の業務の支援ということで、今、町と寄附者と返礼品協力事業者の間に専門業者を入れてやっています。その中でも、他の事例も委託業者は入っておりますので、返礼品協力事業者に対し、こうやったほうがいいですよとか、そういった助言をいただいております。

また、外部ですけれども、昨年4月から観光協会の事務局長が就任されて、観光協会のほうからもちっと支援といいますか、協力をいただいております。その方ですけれども、以前、返礼品の協力事業者側のほうにいた方で、また地場製品の販売等を行っていたということで、非常にそういう部分では長けている方なのかなと思っております。昨年度は就任されて以降、返礼品事業者等の調整ですとか、返礼品の提案、これについて協力をいただいているというところでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 今、ご説明いただいた観光協会との連携というところで、厚岸町の実産品を売る、自分も事務局長の方、大変プロフェッショナルな方だと思っているので、非常に期待しております。

そんな中、今回比較対象で釧路管内ということもあり、また人口も近いというところで白糠町を比較の対象に出させていただいたのですが、白糠町、町のほうにもいろいろ質問させていただいて聞いたところもあるのですが、まず、北海道新聞のネット版には、白糠町が利用しているふるさと納税関連システム会社が2023年2月に釧路管内に、白糠町内に営業所を開設することを決めたとあり、問い合わせなどに対応するコールセンターでは、常勤職員50人から60人を雇用し、繁忙期には最大100人まで増員する計画で進めていると記載がありまして、また、この中で、ネット版の記事に出ていたのが、この運営している大阪の会社の社長は、白糠はふるさと納税推進では全国のリーダー的存在、関連する企業として雇用創出に貢献したいと話すと。町長も町内の若者が定住して働く場の選択肢が増え、定住促進につながると歓迎しているという記事もありまして、そんな中、やはり白糠町のいろいろなところをちょっと調べさせていただくと、やはり納税額を見たときに、自分の中では厚岸町と白糠町って、自分の個人的なところかもしれないのですけれども、すごいポテンシャルというか、海と山のポテンシャルって、全然厚岸町も引けを取っていないと思うので、そんな中で白糠町が何でこのように成功したのかというところを担当者にも、必ずそれが要因というわけではないのですが、そのサポート会社が入って、6年前から入っていただいたと。それで、サポート会社というのは受付、あとふるさと納税の手配、あとはコンサルタントのようなことをしているというようなことでお話を聞きました。

それで、自分も全然プロではないのですが、気になった点としては、ポータルサイト数と先ほども答弁の中にあっただけなのですが、例えば、白糠町ってポータルサイト何社に出しているかご存知だったら、今、もし分かるようでしたらお答えいただければと思います。

す。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） ご質問の白糠町のポータルサイト数ということで、私どもは20サイトということでお聞きしております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 私も聞いたときに、20サイト掲載していると聞いて、今の現状の厚岸町の3倍ほど掲載していて、やはりすごい、結局ポータルサイトというのはインターネット上の、言葉を調べての話でもあるのですけれども、インターネット上のある様々なページの玄関口となる巨大ウェブサイトのことをポータルサイトと言いまして、ふるさと納税で納税先を選ぶとき、やはりこのポータルサイトを見てから納税先を皆さん決めと思うので、ポータルサイト数を多く掲載していれば、人の目にも触れて、注目も集めるし、アクセス数、売上も上がるというのが多分定説だと思うのですよね。そんな中で、どうにかいいところを取り入れたり、外部の協力をさらに得て、厚岸町としてはぜひ自主財源確保のためにも、さらなるふるさと納税の進展のために、今病院の医療に行っても何か診断するときセカンドオピニオン、サードオピニオンって、一つの病院だけで決めないで、いろいろなところに診てもらって、相談するって当たり前になってきていると思うのです。なので、厚岸町としては、今以外に外部、観光協会は別として外部の例えばコンサルタント会社みたいなふるさと納税のところに、今の厚岸町の状況を見てもらって、今後どうするかとか、そういう考え方というのは現在お持ちでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 観光協会以外の外部からのコンサルと言いますか、そういうものは今のところは考えておりません。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

白糠町がなぜこのように、先進的なふるさと納税の成功に至ったかというのを率直に担当者の方にも自分も電話で聞いてみたら、やはり外部との連携というところも上がってきた、その方の個人的な部分もあると思うのですけれども、それで厚岸町も外部の力というか意見を参考にするために、地域おこし協力隊もそういう意味も兼ねて今まで採用してきたと思うのです。それで、私も4年ちょっと前、皆さんご存知だと思いますが、地域おこし協力隊をさせていただいておりまして、いわゆるよそ者の地域おこし協力隊といろいろ話することも多く、機会をもらっていまして、その中でよく協力隊から話が上がる意見としては、厚岸町役場はアナログで遅れている、あとは新しい意見を提

案しても全然取り入れてもらえない、あとはもっとネットを活用したら移住者も増えるし、町も潤うのにといい、そのような協力隊からの意見はよく耳にしていたのです。

私自身も協力隊活動に絡んで、ふるさと納税の話というのは4年くらい前に携わることもあって、そのとき町とも、協力会社の方とも、あときのこの生産者ともふるさと納税について話をする機会がありました。そのとき自分が感じたのは、厚岸町はあまりふるさと納税、そのとき力入れる気ないなと、個人的感想ですけれども、正直思いました。その理由が、たまたま十勝に自分が行ったときに、小さいアイスクリーム屋さんに行ったときに、そこの70歳、80歳くらいの腰の曲がっているおばあちゃんが、このアイス何で安いのと聞いたら、ふるさと納税の余りだと言われて、それだけふるさと納税浸透しているのだなと思ったのも正直あります。

それで、ちょっと厚岸町がそこまで力を入れているのかなと疑問があったので、今回こういう質問をさせていただいたところがあります。

あと、第6期厚岸町総合計画を見ていて、ふるさと納税のことが書いているように、見落としがあったら申し訳ないのですけれども、書いてあるような感じがしなかったのは、なぜ書いてないのかなんて、その辺が分かったら教えていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 第6期総合計画の中では、第4節の財政運営の中に確実な財源確保の推進ということで、ふるさと納税の関係については触れさせていただいております。それは自主財源の確保に努めますということでしております。その部分のみというところであります。

あと、厚岸町未来創生総合戦略、こちらの中では目標3の地域の魅力で人を呼び込む厚岸というところで、地域資源の魅力向上と広域連携による観光の推進、この中にふるさと納税制度の活用ということで、厚岸町の魅力発信により厚岸町ファンを拡大しつつ地場産品の販路拡大を図るため、ふるさと納税制度を活用した取組を推進しますと、こういうことになってございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 総合計画に書いてあるから力を入れているのか、どうなのかというのはまた別の問題だと思うのですけれども、私がこういう質問をさせていただいて、なおかつ前年比倍増で伸びているふるさと納税なのですが、やはり白糠町ってふるさと納税額以外に、今回このような、ビジネスチャンスって行政に言葉がないのかもしれないのですけれども、納税額以外にこのように雇用の機会や移住者とかを受け入れられるような環境にもなったのは、やはりこのふるさと納税があったからなので、ぜひ外部の業者だったり、例えばなののですけれども、地域おこし協力隊でふるさと納税に前そういう仕事をしていた人を募集するとか、ぜひ外部の力もフルに活用させていただいて、自主財源を増やすためにも納税額を、今後さらなる飛躍を遂げるように、そういうような体制を厚岸町に、外部の話聞き、取り入れ、観光協会に関してもそうなののですけれども、ぜひ自由

と言ったらあれなのですけれども、協力隊のときはやはり縛りが多くて、みんな一様に言っていたのは、自分の思ったような活動ができなかったという声が多かったので、ぜひ積極的に自由に活動、外部と連携して、外部の方もできるような感じで、厚岸町が支援して納税額が増えるように進めていただけたらと思い、質問をさせていただきました。

次の二つ目のきのこ産業についての質問に入らせていただきます。

こちらのほうは、質問させていただいた理由というのが、今まで協力隊、きのこのほうには3名、私も含めて入っておりまして、自分以外の方というのは、きのこの技術を学ぶのに生産者の下に行っていたのです。生産者の下で技術を学んでいたと。ただ、そのときに今、厚岸者の生産者というのは8名、一つ一元化された組織、団体というものがないので、例えばこの協力隊2名を見ていて、やはり結果的に思ったのは、誰かのところに習いに行ったら、その人たちと関わり合いのない人たちと仲がうまくいかなくて、やはりちょっと人間関係うまくいかなかったりしているのを見てきまして、今現在、厚岸町も新規で募集しているので、やはり新規の新しく来た人がそういう思いをしていただきたくないと思います。

なので、町として新規募集している立場もあるのと、あと第6期総合計画にきのこ産業の活性化のためという項目に、組織化に向けた支援に努めるとあります。今年1名いたきのこの協力隊員も、今年自主退職してしまいまして、今現在、きのこの協力隊は一人もいない状態なのです。そこで、町が新規生産者を募集している立場でもあるので、新規生産者の確保のためにも、町主導で生産者の組織化は進められないのかというところを、地域おこし協力隊の課題で町長にいただいていた部分はあるのですが、今、協力隊員誰もいないので、町としてその当たり、どうお考えかお答えいただければと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） きのこの地域の課題とも言える部分だと思います。過去3名の協力隊の方には、この地域の課題を外の外部の目から見ていただいて、皆さんと親睦を深めていただきながら、地域の結束を深めてもらえるような仲裁役というわけではないのですけれども、潤滑油的に音頭を取ってもらえればという思いで、町は今まで採用させていただいておりました。残念ながら、一元化には至っておりませんが、ただ、今の8名の方が地域の中でそれぞれの役割を担って、売り先等も、本来であれば1カ所でまとめた数量を大手企業に売るということは、非常に重要なことだと思います。ただ、売り先が別とはいえ、それぞれ話を伺っておりますと、それぞれの分野においてきちんと売り先を持っていらっしゃるなというところもあります。

実は8人まで減少いたしておりますが、菌床の出荷数量につきましては、8名ながらも、ここ5年間においては一番数量が多く出荷されております。これは、まさに、このコロナ、様々な状況下の中でも、1件当たりが安定した売り先を確保しているから、これだけの生産が伸びているのだなと思っております。

ただ、一方で、そういうような中で、いろいろな地域の強靱化となりますと、今おっ

しゃられたような一元化というものは、当然視野に入れていかなければいけないと思っております。組織化についての取組については、私たちは今、1回目の答弁にもございますとおり、地域挙げての取組として、研修制度をつくって受入体制をすると。その中には、やはりその8名の方が分け隔たりなく同じような気持ちで協力していただけるように、うちの職員でまずは生産者の方に町の思いを伝えながら、地域の強靱化という部分も含めて、ご理解いただきたいと考えております。

過去にあったきのこのイベント等も、地域のイベントも協力隊の方にもそういうものを復活させたらどうだと、こういうお話もありました。ただ、いろいろなこともございまして、まだ至っておりませんけれども、そういうものも一つの材料としてきっかけづくりに町としては今後も努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 そうですね。やはり課長の言われたとおり、生産者自体、いろいろなスタイルがあり、いろいろな問題があり、まとまっていない。ここをなかなかどうこうできるものではないのですが、今回お話をさせていただいたのは生産者側の目線ではなくて、新規の着業者を町が募集している責任。募集しておいて、あと知らないよという話で町が募集するわけにもいかない。やはり、自分のときはまだ不確定な部分が多くて、行ってから考えていただく部分も正直あったのですけれども。ただ、やはり今の現状、協力隊3人いて、これが成功だったかどうかだったという話になったときには、多分成功しているとはいづらい状態だと思います。その上で、今現在も新規の着業者を厚岸町が募集している状態で、生産者一元化だったり、どうこうというのは、新しく来る人には関係ない話しだと思えるのです。やはり、そのときに新しく来た人がどうすれば定着して起業までこぎ着けられるかと考えたときに、先ほど課長もお答えいただいたように、生産者云々の前に新規の人のことを考えたときは町が主導で、今菌床センターのハウスも余っているところありますので、そういうところで研修をしてノウハウを身に付けていただいて、その中で新しく来た人が誰と付き合ってどのようにやるかというのはまた別の話として、そこまで厚岸町がサポートしていただければ、新規で全く知り合いもない、生産者のことも全然つながりもない、きのこのことも分からないという人が来たときでもサポートというか、起業まで行くのかなと。逆にそのくらいの準備ができていないのに新規の人を募集してしまうと、やはりまた悲劇というわけではないのですけれども、それを安易な気持ちでしいたけ募集しているから来てみたけれども、結局何年間も使ったけれども何もならず、また地元に戻っていくということにもなりかねないですし、率直な話、協力隊3名いた中で最後の方も今年辞めた後に、きのこのセンターの関連の人とたまたま個人的に話したときに、そのおばさんが、いや、もうかわいそうだからもう協力隊、きのこに募集しないほうがいいんじゃないかといって、率直に言われたのです。そのくらい、客観的に見てもきのこに来た人たち、苦しんでいたし、悩んだりもして、結局そういうきのこではない道を選んできたので、もっと具体的に今も募集している以上は、もし募集が例えば今日、明日来たときでも、町がそこまで、起業するまでのサポート、生産者に頼らないでできるようなサポート体制というのを固めていただいた上で

募集していただきたいと思います、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 最終的な質問としてはあれでしょうか、生産者を募集した際、生産者に頼らず町独自で全て支援していけないのかということかと思います。

単純に生産者のために菌床を製造して、菌床を培養して、出荷していくという中では、現体制の中では、そこは今までの考えと同じに至ると私は考えております。

全てを町でということではなく、先ほど申し上げたとおり、今までとは違う形で生産者の方の理解を得て、何よりも、今までも再三お話をさせていただいておりますが、来る方の個人の、それぞれお持ちしている家族構成ですとか、財産ですとか、背景、それぞれみんなばらばらというのもございます。それで1回目にお答えしたとおり、細かい地域の紹介から、その人に合ったプライニングという意味でご相談を受けるという第一段階を経て、第二段階としては研修という部分では、今おっしゃれたセンターのビニールハウスを使った研修ということになりますが、やはり菌床の製造等を行っている町といったしましては、そのノウハウをお伝えする部分というのは、やはり実際の経営をされている生産者の方以外にはないと考えております。様々な生産者の方のところに体験、経験いただいた上で、どのようなスタイルがいいかというものを伝えていただけるように、今この体制づくりを進めたいと考えているところでございます。

研修につきましては、1日、2日というすごく短い期間の体験、それから1週間程度の短期間、それ以上になりますと数か月もしくは半年、1年というような、今度は研修というような形で、より一層生産者の下に入らせていただいて、じっくりやっていただくというパターン、二つ、短期間と中長期のパターンを考えています。これは、やはり、短期の方というのは興味を持たれて、どこまでやる気があるかという、そこによって変わってくると思っております。町が全てというわけではございませんが、入口で皆さんのそれぞれの財力等をお聞きした上で、必要な資金制度、町の支援制度、そういうものをお伝えして、次の研修につなげていくという形を、今までの協力隊の3名の方のときとはまたちょっと違う形で、段階をきちんと踏んだ上で、問題を一つずつクリアしてやっていけるように、町だけではなく、地域挙げて取組を考えていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。自分が来たときより、やはりいろいろ変わってきて、町のほうも考えていただいてきてると思うのです。ただ、再三の話になるのですが、やはり新規で何も分からないで来た人間が、多分挫折というか、つまりいて辞めていく理由は、きのこの生産が難しいとか、きのこの商売がどうかではなく、やはり地域の人間性、人間関係で断念していつてると、正直私は、同じ協力隊同士で話をすることもあるので、そう感じているので、ぜひ、再三にもわたるのですけれども、やはり町が新しいきのこの生産者を募集しているという、それに見て来るわけだと思うので

す。

例えば、民間の生産者の誰か一人がうちに技術を教えるから跡継ぎ募集してという話で来るわけではないので、課長も何度も言っているように、町もそのように今までと違うように考えていただいていると言っているのですが、研修制度は。やはり人間性、人間関係のところ、非常に難しいので、それが仮にですけれども、一つのもし生産者全員入っている団体があれば、新しく来た人も話が分かりいいし、その人間関係でつまずきにくいとか、そういうような理由で起業しないという方向にもなりにくいので、ぜひ町が募集している以上、その責任の下、生産者を一つに、新しく来る人のためにも、既存の生産者もそちらのほうでいろいろな制度を使えるという意味でも、両方あるのですけれども、ぜひまた町のほうには生産者一元化のほうも、新規の募集のところも絡めて、何か対策考えていただいて、主導になるかは分からないのですが、ぜひそこを解決した上で、新規の生産者を募集していただきたいと、そう思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 一元化に向けた取組については、引き続き、当然、やってまいりたいと考えております。そのきっかけとして、やはりこの協力隊ではない形ではありますけれども、研修制度を立ち上げる際の今後の打ち合わせの中で、そのような地域の方と新たに来る方が溶け込みやすいような、地域の雰囲気づくりも含めて、私たち町からも地域の方にお願いとかお話もさせていただいて、それをきっかけに一元化に向けた気持ちが地域からも盛り上がればいいなと考えております。そこら辺を町としてお話を進めさせていただいて、引き続き新規の着業に向けた募集をさせていただきたいと思っております。

幸いにして、現在1名の方が新規着業ということで、新規の支援制度も活用される予定で、今お話が来ております。そのような方たちが1名でも多く増やしていけるよう取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

●議長（堀議員） 以上で、金子議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました6名の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、議案第37号 釧路町村公平委員の選任に対する同意を求めることについてから、議案第39号 釧路町村公平委員の選任に対する同意を求めることについてまで、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第37号、議案第38号及び議案第39号の「釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて」その提案理由をご説明申し上げます。

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、釧路管内の七つの町村と五つの一部事務組合が共同して設置する釧路町村公平委員会は、同法第9条の2第1項の規定により3人の委員をもって組織され、現在は、釧路町の及川晃仁氏、弟子屈町の山本節子氏、鶴居村の中尾義行氏が、それぞれ平成30年8月1日から委員に就任されておりますが、この3人の委員の任期が本年7月31日をもって満了します。

つきましては、同法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する次の方々を、釧路町村公平委員会の委員に選任するため、議会の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員の候補者を申し上げます。いずれの方も再任であります。

初めに、議案書8ページ、議案第37号をご覧ください。

1、住所、釧路郡釧路町北都2丁目3番地9。

2、氏名、及川晃仁。

3、生年月日、昭和32年11月12日。

4、性別、男。

5、略歴、及川氏の略歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

次に、議案書10ページ、議案第38号をご覧ください。

1、住所、川上郡弟子屈町美里6丁目7番12号。

2、氏名、山本節子。

3、生年月日、昭和32年4月30日。

4、性別、女。

5、略歴、山本氏の略歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

次に、議案書12ページ、議案第39号をご覧ください。

1、住所、阿寒郡鶴居村鶴居東2丁目27番地。

2、氏名、中尾義行。

3、生年月日、昭和30年12月20日。

4、性別、男。

5、略歴、中尾氏の略歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、地方公務員法第9条の2第10項の規定により、令和4年8月1日から令和8年7月31日までの4年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意くださるようお願いいたします。

- 議長（堀議員） 初めに、議案第37号について、質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第38号について、質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第39号について、質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

- 議長（堀議員） 日程第4、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります、新保弘子氏は、平成13年9月1日から7期21年、この任にあたっていたいておりましたが、本年8月31日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、後任の委員に次の方を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく、提案するものであります。

1、住所、厚岸郡厚岸町松葉2丁目91番地。

2、氏名、黒田久枝。

3、生年月日、昭和25年10月27日。

4、性別、女。

5、職業、無職。

次ページには、参考として、学歴、職歴を記載しております。

なお、任期は、同法第423条第6項の規定により、3年間とされ、本年9月1日から令和7年8月31日までであります。

以上、簡単な説明であります、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

- 議長（堀議員） 日程第5、議案第41号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第41号「辺地に係る総合整備計画の変更について」その提案理由を申し上げます。

今回、変更しようとする辺地域域である、床潭・末広辺地、太田辺地、上尾幌辺地のうち、床潭・末広辺地については、平成30年第2回定例会において議決をいただき、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする総合整備計画を、また、太田辺地及び上尾幌辺地については、令和元年第2回定例会において議決をいただき、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする総合整備計画を有しています。

しかし、床潭・末広辺地については、本年度の事業として実施する「床潭末広間道路整備」の事業費が計画額を上回ること及び「スクールバス整備事業」が既存計画に登載されていないこと、また、太田辺地については「水利施設等保全高度化事業」及び「簡易水道地区配水管整備事業」が既存計画に登載されていないこと、さらに、上尾幌辺地については、「簡易水道配水管布設替事業」の事業費が計画額を上回ることから、それぞれの計画変更が必要になったものであります。

なお、本件につきましては、このたび、北海道知事から計画変更に対して異議がないとする回答を受けており、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定に基づき、当該計画の変更について町議会の議決を得るべく、本定例会に提出するものであります。

議案書17ページをご覧ください。

床潭・末広辺地に係る変更後の総合整備計画書であります。

2の「公共的施設の整備を必要とする事情」であります。今回新たに計画登載するスクールバス整備事業につきまして、遠距離通学の児童生徒が多数いることから、安全・安心な通学を確保するために更新する旨の文言を追加するものであります。

次に、3として「公共的施設の整備計画」でございますが、床潭・末広間道路整備につきましては、事業費の増額により9億5,410万4,000円で整備しようとするものであり、財源内訳は特定財源が5億9,876万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は3億3,820万円とするものであります。

スクールバス整備事業につきましては、厚岸町が、事業費1,169万3,000円で整備しようとするものであり、財源内訳では、特定財源が412万5,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額については750万円とし、これに伴い合計欄の金額も変更するものであります。

なお、「3、公共的施設の整備計画」の表については、変更後の金額を括弧書きにしております。

次に、議案書18ページをご覧ください。

太田辺地に係る変更後の総合整備計画書でございます。

2の「公共的施設の整備を必要とする事情」であります。今回新たに計画登載する飲用水供給施設の水利施設等保全高度化事業のほか1事業につきまして、水道水源を河川から地下水に変更するとともに、老朽化した水道施設・配水管の一体的な更新を行

い、これまで以上に安全で安心な水道水の供給を図る必要がある旨の文言を追加するものであります。

次に、3として「公共的施設の整備計画」でございますが、飲用水供給施設の水利施設等保全高度化事業につきましては、北海道が事業主体となり、事業費2億3,833万6,000円で整備しようとするものであり、財源内訳のうち、特定財源については道費、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は9,670万円となっております。

同じく飲用水供給施設の簡易水道地区配水管整備事業につきましては、厚岸町が、事業費2,750万円で整備しようとするものであり、財源内訳のうち、特定財源については道費、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額については1,150万円とし、これに伴い合計欄の金額も変更するものであります。

次に、議案書19ページをご覧ください。

上尾幌辺地に係る総合整備計画書でございます。

3の「公共的施設の整備計画」でございますが、飲用水供給施設の簡易水道配水管布設替事業につきましては、事業費の増額により1億2,857万8,000円で整備しようとするものであり、財源内訳は、一般財源が事業費と同額の1億2,857万8,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額については5,440万円とし、これに伴い合計欄の金額も変更するものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、議案第42号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第42号「辺地に係る総合整備計画の策定について」その提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、片無去辺地に係る令和４年度を始期とする新たな総合整備計画を策定しようとするものであり、本総合整備計画は、第３次３カ年実施計画との整合性を図りつつ、辺地対策事業債の適債事業と認められる事業を抽出の上、令和８年度までの５カ年を計画期間とする総合整備計画案を策定し、北海道との協議を重ねてきたところではありますが、このたび、北海道知事から計画案に対して異議がないとする回答を受けたところであります。

このため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第３条第１項の規定に基づき、北海道知事との協議の整った片無去辺地に係る公共的施設を総合的かつ計画的に整備するための総合整備計画の策定に当たり、町議会の議決を得るべく、本定例会に提出するものであります。

議案書21ページをご覧ください。

片無去辺地に係る総合整備計画書であります。

１として「辺地の概況」についてであります。

（１）辺地を構成する町村又は字の名称は、厚岸郡厚岸町片無去。

（２）地域の中心の位置は、厚岸郡厚岸町片無去1055番地。

（３）辺地度点数については、258点となっております。

なお、この辺地度点数は、へんぴな程度を表す点数で、公共的施設からの距離や交通機関の状況などの要因を点数方式で算出して、100点以上であれば辺地と認められるものであります。

２の「公共的施設の整備を必要とする事情」であります。今回新たに計画掲載しようとする飲用水供給施設の水利施設等保全高度化事業ほか１事業につきまして、水道水源を河川から地下水に変更するとともに、老朽化した水道施設・配水管の一体的な更新を行い、これまで以上に安全で安心な水道水の供給を図る必要がある旨の文言を追加するものであります。

次に、３として「公共的施設の整備計画」でございますが、計画期間を、令和４年度から令和８年度までの５年間とし、飲用水供給施設の水利施設等保全高度化事業につきましては、北海道が事業主体となり、事業費24億635万9,000円で整備しようとするものであり、財源内訳のうち、特定財源については道費、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は８億8,740万円であります。

次の簡易水道地区配水管整備事業につきましては、厚岸町が事業費660万円で整備しようとするものであり、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は330万円であります。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第7、議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（石塚副町長） ただいま上程いただきました議案第43号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」その提案理由と規約変更の内容について説明させていただきます。

議案書22ページをご覧ください。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、町村議会議員等に対する公務上の災害補償に関する事務などを共同処理するために、道内の町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、規約の変更をしようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしているため、同法第290条の規定により、その協議について、議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更理由は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体に、令和4年4月1日付けで設立された「上川中部福祉事務組合」が新たに加入することによるものであります。

規約変更の内容説明については、議案書により行わせていただきますが、併せて「議案第43号説明資料の新旧対照表」及び「議案第43号から議案第45号参考資料の地方自治法関係条文抜粋」を配付しておりますので参考としてください。

初めに、規約の変更内容であります。

規約第3条の規定により、「組合を組織する町村等、一部事務組合及び広域連合」を定める「別表第1」に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

次に、この規約の附則であります。

この規約の施行日を、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られ、又は専決処分が行われた場合、当事務組合において、総務大臣の許可を受けるための事務手続を行い、その許可を受けた日からこの規約を施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第8、議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

●副町長（石塚副町長） ただいま上程いただきました議案第44号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」その提案理由と規約変更の内容について説明させていただきます。

議案書23ページをご覧ください。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の職員の公務上の災害補償に関する事務などを共同処理するために、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など、組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしているため、同法第290条の規定により、その協議について、議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更理由は、北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体に、令和4年4月1日付けで設立された「上川中部福祉事務組合」が新たに加入することによるものであります。

規約変更の内容説明については、議案書により行わせていただきますが、併せて「議案第44号説明資料の新旧対照表」及び「議案第43号から議案第45号参考資料の地方自治法関係条文抜粋」を配付しておりますので参考としてください。

規約の変更内容であります。

初めに、規約第2条の規定により、「組合を組織する地方公共団体」を定める別表第1について、同表「上川総合振興局」の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部福祉事務組合」を加え、構成団体数を示す「30」を「31」に改めるものであります。

続いて、規約第3条の規定により「共同処理する事務」と「共同処理する団体」を定める別表第2について、同表9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部福祉

事務組合」を加えるものであります。

次に、この規約の附則であります。

この規約の施行日を、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行するとし、北海道市町村総合事務組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られ、又は専決処分が行われた場合、当事務組合において、北海道知事の許可を受けるための事務手続を行い、その許可を受けた日からこの規約を施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第9、議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

●副町長（石塚副町長） ただいま上程いただきました議案第45号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」その提案理由と規約変更の内容について説明させていただきます。

議案書24ページをご覧ください。

北海道市町村職員退職手当組合は、職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するために、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など、組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしているため、同法第290条の規定により、その協議について、議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更理由は、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体に、令和4年4月1日付けで設立された「上川中部福祉事務組合」が新たに加入することによるものであります。

規約変更の内容説明については、議案書により行わせていただきますが、併せて「議案第45号説明資料の新旧対照表」及び「議案第43号から議案第45号参考資料の地方自治法関係条文抜粋」を配付しておりますので参考としてください。

規約の変更内容であります。

初めに、規約第3条の規定により、「組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合」を定める別表について、（２）一部事務組合及び広域連合の表、上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

次に、この規約の附則であります。

この規約の施行日を、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可のあった日から施行するとし、北海道市町村職員退職手当組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られ、又は専決処分が行われた場合、当事務組合において、総務大臣の許可を受けるための事務手続を行い、その許可を受けた日からこの規約を施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第10、議案第46号 釧路公立大学事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

●副町長（石塚副町長） ただいま上程いただきました議案第46号「釧路公立大学事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について」その提案理由と規約変更の内容について説明させていただきます。

議案書25ページをご覧ください。

釧路公立大学事務組合は、釧路公立大学の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するために、釧路市及び釧路町村管内の全ての町村で組織する一部事務組合でありま

す。

このたびの規約の変更理由は、令和５年４月から釧路公立大学の公立大学法人化されることに伴い、釧路公立大学事務組合同規約において、共同処理する事務の規定等を改正する必要が生じたことから、地方自治法第286条第１項の規定により、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など、組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしているため、同法第290条の規定により、その協議について、議会の議決を求めるものであります。

規約変更の内容説明については、議案書により行わせていただきますが、併せて「議案第46号説明資料の新旧対照表」及び「議案第46号参考資料の地方自治法関係条文抜粋」を配付しておりますので参考としてください。

規約の変更内容であります。

初めに、「組合の共同処理する事務」について規定している第３条の改正は、釧路公立大学事務組合が、釧路公立大学の設置、管理及び運営に関する事務について共同処理するものを、同事務組合が地方独立行政法人法に基づく公立大学法人を設立し、及び同法の規定により設立団体となる同事務組合が行うこととされる事項に関する事務を共同処理することに伴い、規定を改めるものであります。

なお、共同処理する事務の具体的な内容については、今後、法人の設立団体となる釧路公立大学事務組合が議会の議決を経て「公立大学法人釧路公立大学定款」を定め、当該定款に業務の範囲とその執行に関する事項を規定し、これに基づき事務を共同処理する予定でありますことを申し添えさせていただきます。

続いて、「経費の支弁の方法」について規定している第13条第２項第１号及び第２号の改正は、先ほどの第３条の改正により、釧路公立大学の略称規定が削られたことに伴い、字句を整理するものであります。

次に、この規約の附則であります。

この規約の施行日を、令和５年４月１日から施行するものがございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第11、議案第47号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ただいま上程いただきました議案第47号「財産の取得について」、提案内容をご説明申し上げます。

このたび、取得しようとする財産は、厚岸消防団第4分団に配備される、消防ポンプ自動車CD-1型（水槽付）であります。

これは、令和4年度、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し購入取得するもので、この交付金制度に基づき、町が購入した上、契約により、厚岸消防署へ管理を委託するものであります。

現在、第4分団には、消防ポンプ自動車1台が配備されておりますが、購入から27年を経過し、車両の腐食、エンジン出力の低下が著しい状態にあります。

このことから、車両を更新し、火災発生時に迅速かつ効果的な消火活動により、延焼拡大を防ぐため、その取得に当たり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書の26ページをご覧ください。

1の「財産の種類」は、物品であります。

2の「名称及び数量」は、消防ポンプ自動車CD-1型（水槽付）、1台であります。

3の「契約の方法」は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、道内に消防自動車の製造と性能試験ができる工場を有する4社の参加によるものです。

4の「取得価格」は、金6,369万円であります。

5の「契約の相手方」は、札幌市白石区東札幌5条5丁目14番12号、山崎自動車株式会社であります。

続いて、取得予定の消防ポンプ自動車CD-1型（水槽付）の車両概要等につきましては、27ページの参考及び28ページの型式図のとおりであり、納入期日は、令和5年3月31日としております。

なお、参考資料として、5月30日に執行いたしました「指名競争入札結果」を配付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第12、議案第48号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） ただいま上程いただきました議案第48号「財産の取得について」、提案内容をご説明申し上げます。

このたび、取得しようとする財産は、厚岸消防団第3分団片無去部に配備される、小型動力ポンプ積載車であります。

これは、令和4年度、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し購入取得するもので、この交付金制度に基づき、町が購入した上、契約により、厚岸消防署へ管理を委託するものであります。

現在、第3分団片無去部には、小型動力ポンプ積載車1台が配備されておりますが、購入から23年を経過し、車両の腐食、エンジン出力の低下が著しい状態にあります。

このことから、車両を更新し、火災発生時に迅速かつ効果的な消火活動により、延焼拡大を防ぐため、その取得に当たり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書の29ページをご覧ください。

1の「財産の種類」は、物品であります。

2の「名称及び数量」は、小型動力ポンプ積載車、1台であります。

3の「契約の方法」は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、道内に消防自動車の製造と性能試験ができる工場を有する4社の参加によるものです。

4の「取得価格」は、金2,530万円であります。

5の「契約の相手方」は、札幌市白石区東札幌5条5丁目14番12号、山崎自動車株式会社であります。

続いて、取得予定の小型動力ポンプ積載車の車両概要等につきましては、30ページの参考及び31ページの型式図のとおりであり、納入期日は、令和5年3月31日としております。

なお、参考資料として、5月30日に執行いたしました「指名競争入札結果」を配付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（堀議員） 日程第13、議案第49号 財産の取得についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
管理課長。
- 教委管理課長（田崎管理課長） ただいま上程いただきました議案第49号「財産の取得について」、提案内容をご説明申し上げます。
このたび、取得しようとする財産は、令和4年度へき地児童生徒援助費等補助事業を活用し、床潭線地区の児童生徒の送迎用として購入取得するものであります。
現在のスクールバスは、平成14年式の中古車両を平成25年度に購入したもので、製造年から19年を経過しており、現在までの走行距離は54万キロメートルを超えております。
近年におきましては、サスペンションやエンジン関連の修理など、車両の老朽化が著しく、児童生徒の安全な通学を確保するため車両を更新する必要があることから、その取得に当たり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。
それでは、議案書の32ページをご覧ください。
1の「財産の種類」は、物品であります。
2の「名称及び数量」は、中型バス、1台であります。
3の「契約の方法」は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約であります。随意契約に至った理由といたしましては、購入しようとする中型バスの四輪駆動形式は、国内で1社しか製造していないことによるものです。
4の「取得価格」は、金946万円であります。
5の「契約の相手方」は、札幌市白石区2条1丁目1番93号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそうであります。
議案書33ページをご覧ください。
参考としまして、概要、納入期日、次ページにわたり、型式図を添付しておりますので、ご参照願います。
なお、参考資料として、5月26日に執行いたしました「見積合わせ結果」を配付して

おりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5 番、南谷議員。

●南谷議員 まず、随意契約になっていますよね。なぜ、随契約になったのか。

それともう 1 点なのですけれども、納入期日ですが、令和 5 年 1 月になっています。今後の更新を考えたりしても、随分期間が長いと思うのですが、この 2 点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎管理課長） まず、随意契約につきましては、提案説明でも若干触れましたが、四輪駆動車の中型バスを製造している会社が、ここの三菱ふそう、契約者でありますけれども、ここしかないというようなことから競争入札等が執行することができないということで、1 社による随意契約といたしたところです。

また、納入期日につきましては、1 月 13 日という中途半端な日付になっておりますけれども、これは納入したときの、要は車検のことを考えております。すなわち、休み期間中に車検等の整備が取れなければ、普通の学校に行っているときにバスを止めなければならないというような事態が発生してしまいますので、納入期日をあえてこういう冬休みの時期に合わせたということで、この期日を設定したところであります。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

昼食のため、休憩いたします。

再開を午後 1 時といたします。

午後12時01分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） 日程第14、議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） ただいま上程いただきました議案第50号「工事請負契約の締結について」、提案内容をご説明申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。

議案第50号「工事請負契約の締結について」でございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

町では、災害時の避難者受入に必要となる飲食料をはじめとした防災備蓄品の整備を順次進めており、これらの備蓄品を適切に保管するための大型備蓄倉庫を旧太田地区公民館跡地に、釧路東部消防組合が建設する消防団第4分団庁舎と併設して建設するものであります。

契約の内容について、ご説明申し上げます。

1、工事名、大型防災備蓄倉庫建設工事（建設主体）。

2、工事場所、厚岸町太田5の通り23番1。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものです。

4、請負金額、金1億747万円也。

5、請負契約者は、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所であります。

36ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要などを記載しております。

37ページから39ページは、位置図などの図面となりますので、参考にしていただきたいと思います。

また、別途、お手元に参考資料といたしまして、5月30日に執行いたしました「指名競争入札結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

10番、大野議員。

●大野議員 建設主体には異論ないのです。ちょっとお聞きしたいのですけれども、飲食料の収納庫と書いてありますよね。ほかの備蓄倉庫とか、備蓄物置みたいな中を見たことないので分からないのですけれども、飲料水保管しますよね。収納室って凍ったら困るので、ちゃんと凍らないようにはなっているのだろうと思うのですけれども、どんな構造なのでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 飲食料の保管についてでございますが、議案書の38ページの平面図をご覧いただきたいと思います。こちらの左側に飲食料収納庫ということで、こちらに備蓄食料と長期保存の水を保管することとしておりまして、こちらにはパネルの電気暖房を設置して、凍らない程度の2度から5度程度に温度設定をして保存するという内容になってございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第15、議案第51号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） ただいま上程いただきました議案第51号「工事請負契約の締結について」、提案内容をご説明申し上げます。

議案書40ページをお開き願います。

議案第51号「工事請負契約の締結について」でございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

多目的屋内スポーツ施設は、宮園公園内旧テニスコートに建設し、屋内で野球などの

スポーツができる施設であることから、雨天時及び冬期間に多くの町民に利用いただくことで、町民の運動不足の解消が図られます。

また、町外のスポーツ団体などに幅広く施設の情報を発信し、町民がより高い協議レベルと接することができるよう、スポーツ合宿の誘致を図る目的で整備するものであります。

契約の内容について、ご説明申し上げます。

1、工事名、多目的屋内スポーツ施設建設工事（建築主体）。

2、工事場所、厚岸町宮園3丁目8番。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものです。

4、請負金額、金1億329万円也。

5、請負契約者は、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所であります。

次に、41ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要などを記載しております。

42ページから44ページは、位置図などの図面となりますので、参考にしていただきたいと存じます。

また、別途、お手元に参考資料といたしまして、5月30日に執行いたしました「指名競争入札結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

6番、佐藤議員。

●佐藤議員 図面見て、課長の説明聞いていたのですけれども、一種目以外に競技ができたり、練習したりするということだから、一種目ではないから多目的と言うのだけれども、これ見たら、野球のブルペンで5人投げられるのと、後ろにゴルフの打ちっ放しがあるのだけれども、それ以外で使える種目ってあるのですか。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） 43ページの平面図であります。今、質問がありました左側にマウンドがあって、右側にホームがあります。その右側の後ろにゴルフの打ちっ放しのスペースということで、図面からは野球、ゴルフ、パークゴルフが記載されておりますが、今、要望があるのは真ん中の部分、ちょうど文字、室内練習場と書いてある文字の部分の部分が人工芝になっております。ここを使って、陸上少年団が走り高跳びの練習をしたい、あるいは投擲等の練習をしたいという要望が今のところあります。

ここの真ん中の人工芝、フラットになっておりますので、この部分を使って、例えばフットサル、サッカーができるとか、いろいろあると思いますが、今後町民の要望等を

聞きながら、広く多目的の名に恥じないようないろいろな種目を考えたいと考えております。

●議長（堀議員） 6 番、佐藤議員。

●佐藤議員 分かりました。

ただ、この広さですから、例えば真ん中の人工芝のところで走り高跳びの練習して、ピッチャーがキャッチャーに向かって球投げることできないですね。だから、一緒に競技ということはできないから、だから曜日で競技を決めるのか、あるいは申込み順番で時間を割振りするのかということはあると思うのです。これが完成した暁には、利用料金とかというのは考えられているのですか。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） まず、いろいろな種目がぶつからないようにということで、曜日、時間によって競技を決めたいと思っております。野球なら野球の日、ゴルフの打ちっ放しならゴルフの日、陸上なら陸上の日と他の種目がぶつからないような検討はさせていただきます。

あと、料金につきましては、有料と考えております。詳細につきましては、今後検討させていただきますして、我々の予定では9月に設置条例を上程させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 多目的ホールということなので聞きたいのですが、現在、厚岸町にスケートボード、これのやっている方の人口が結構いると聞いていたのです。スケートボードをやっている方々から、ぜひそういうスケートボードが乗れる場所を厚岸町で考えてもらいたいという話がありました。いつ質問しようかなと思って止めていたので、ちょっと質問させてもらいたいのですが、金メダル、銀メダルを獲った佐藤綾乃さんのご兄弟がスケートボードをやっているということで、大会とかも出て、活発にやられていて、非常にうまいみたいなのです。その人もやっている、知っているところでは。このスポーツってオリンピックに出て金メダル、銀メダル獲ってるスポーツでもあるので、小学生とかが対象ですごく流行ってきているらしいのです。子どもって金メダル、銀メダル獲ると、どうしてもそっちのほうに興味が移ってしまって、野球とかも下手でなかなか優勝しないとやる人もいなくなって、サッカーがわっと盛り上がっているとサッカーやってみたり、ラグビーが盛り上がっているとラグビーやってみたりと、子どもにとってはスポーツは夢を追う部分というのは変わってくると思うのですけれども、有名な人もそのようにしてやっているということなので、ぜひこの多目的ホールでも何かできるのか、できないのか。また、スケートボードをやるとすると高低差がいろいろ必

要になってくるのです。そういった備品も取りそろえなければならないと、いろいろな問題があります。万が一、この施設でできないとなったら、例えば遊んでいるプールだとか、ああいうところを、コンクリートで土間売っているのです、そういうところを開放してくれないだろうかというお話も町民からされていました。その件について、ちょっとお答えしていただければと思います。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） 今、ご質問のありましたスケートボードにつきましては、私も情報はつかんでおります。そういう方がされているという。ご質問にもありましたスケートボードは、ただ地面を滑るのではなく、こういうスロープ等の障害物が必要となります。今、この多目的施設には正直、想定しておりませんでした、この中にそれを持ち込み、搬入が都度必要になると思うのですが、それが可能であれば多目的ということですので、対応は可能かと考えております。ちょっとお時間をいただいて、ここでできるのか、ちょっと検討させていただき、今後の展望にしたいと思います。もし、だめであれば、今、提案をいただいた温水プール、冬期間空きますので、そういう利用もありかなと思いますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

3 番、室崎議員。

●室崎議員 今いろいろお話聞いていて、多目的ということで、いろいろな利用方法が考えられるということが分かりました。ただ、この図面でもって見ますと、いろいろな利用方法は当然なのだけでも、まず使い方として図面から出てくるのは、ゴルフの打ちっ放しと野球のピッチャーの練習ということですよ。それで、真ん中の芝生を使ったあれもこれもというところはこれからと思うのですが、現在このように使うということが明確になっている部分だけでも、利用者の見込み、年間に何人くらい使うのか、それぞれの部分で、それが当然あると思いますので、それを示していただきたい。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） まず、野球につきましては、既に野球少年団、あと翔洋高校から毎日のように使わせていただきたいという声が上がっております。野球少年団につきましては、35名程度の部員がいると聞いております。翔洋高校につきましても、1 チームつくと10名前後の方がいると聞いております。それに合わせて中学校の部活も、まだ声はいただいておりますが、当然利用があると思っております。あと、社会人の野球チーム、全部で3 チームあります。それぞれ10名から15名程度の方がいますので、野球については、まず相当の利用があると考えております。延べにつきましては、1 日、ちょっと雑な計算になるのですが、20人といたしまして、200日オープンしますと、4,000人から5,000人、ちょっと雑な数字で誠に申し訳ないのですが、そこら

辺を想定しております。

あと、ゴルフとパークゴルフ、ここはパークゴルフも打てるスペースになっておりまして、正直、ゴルフの方がどれだけ厚岸町に人口がいるかは、申し訳ございません、押さえておりません。パークゴルフにつきましては、パークゴルフ協会、70人近い方がいます。その他、愛用されている方がいますので、冬期間、11月の中旬まで宮園公園のパーク場がありますので、それが終わってから4月末までのオープンの中の冬期間の利用になると思いますので、そこは1日5人くらい見込ませていただいております。大体100人から150人くらい、冬期間の利用があると考えております。

あと、陸上につきましては、陸上少年団が15名程度、今います。週1回、2回、練習やっております、真龍小学校の体育館で今やっておりますが、真龍小学校の体育館とうちの多目的を併用で使うと考えた場合、週1回になりますので、50週と掛けて約700人くらいの方が利用されるのかなと思っております。

あと、サッカーにつきましては、サッカー少年団、今20人程度います。その他、社会人のチームもいますので、サッカーについてはフットサルですので、体育館を主に使っておりますが、その方々もこの人工芝で球蹴らせてくれとかということがあると思いますので、ちょっと人数までの想定はしておりませんでした、人数は見込めると思っております。

総体といたしましては、海洋センターの体育館が約8,000人、年間使っております。我々としては、それを上回る1万人を今目標にということで、数字的には今目標に掲げているところであります。ご理解いただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。目標どおりみんなが使ってくれる施設になることを祈っています。ただ1点、ちょっと疑問なのですが、この図面で見るとゴルフ打ちっ放しスペースというのですか、これ画面の上部と下部で絵が違うのです。図面でいう上のほうがゴルフで、下のほうがパークゴルフということなのですか。そのように今思えたのですが、違ったらまたそれは教えてください。パークゴルフに関しては、予定人数というか、それが出ているのだけでも、ゴルフに関しては、今の話だと何も数字が出てこないのです。需要とかそういうものの基礎調査しないでつくっているということですか。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） 最初に図面から説明いたします。確かに図面では上のほうが丸くなって、下のほうが二つとなっています。この表記なのですが、右でも左でも打てるよということで、下のほうが二つになっています。右でも左でもということで。だから、上のほうも当然、もう1個丸付くのです。右でも左でも打てますから。そういう意味の表記となっておりますので、ご理解ください。

あと、ゴルフにつきましては、ちょっと繰り返しになります。厚岸町の方がどれだけゴルフをやっているのかというのを把握していないで数字は押さえておりませんが、利

用されている方からは、釧路に今まで打ちっ放しに行っていたのだけれども、釧路に行かなくても済むと、厚岸町内でこういうことができるのなら、大変歓迎だという声はいただいております。ご質問の答弁はできませんが、ちょっと人数は把握しないまま計画はさせていただきました。申し訳ございませんでした。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

8 番、金子議員。

●金子議員 この計画の、例えば年間維持管理費というのはどの程度の金額を想定してつくられる予定ですか。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） 維持費につきましては、管理人は配置いたしませんので、人件費的なお金はかかりません。かかるものといましては、夜間の電気代、これはおおよそであります。200万円くらい想定をしております。あと、暖房ということで、ボイラーの設置はしておりませんで、ジェットヒーターを2基設置いたします。それにかかる灯油代、これは大体50万円くらいの想定ということで今のところ考えております。あと、その他の維持費については、消耗品等がありますけれども、ランニングコスト的な維持費は今の二つで考えております。

●議長（堀議員） 8 番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

入場料、使用料取るということだったので、例えばこの経費を見越した上で、その使用料を算定して、あまり負担なく町民にご利用いただくというような感じの料金設定になるのか、そういう考えがあるのかどうか、その辺をお伺いします。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） 今、我々の体育館、海洋センター、勤労者体育センターも同じように電気代がかかる状況で、大体これも200万円くらいかかっております。子どもで1回20円、大人で50円、夜間で大人で70円という使用料を基本として、いろいろ考えておりますので、多目的室内センターにつきましても、この海洋センターの使用料を基本に、なるべく安く、広く町民の方が利用できるような料金設定を考えております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

2 番、石澤議員。

●石澤議員 ずっと見ていたのですけれども、トイレはどのように対応するのですか。トイレの姿がどこにも見えないのですけれども。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） この施設にはトイレは設置しておりません。理由につきましては、この施設を使用される方は、ここに管理人がいませんので、海洋センターで受付をしていただきます。海洋センターに受付簿を置いて、そこで使用料を払っていただく。距離が近いのですので、我々の想定としては、そこでトイレ、用を済ましていただいて、施設の中に入るということを考えております。このトイレにつきましては、我々もいろいろ検討事項ということで考えまして、釧路市に同様の施設があります。ちょうど釧路市の市民球場の隣にあるのですけれども、そこに視察をさせていただいたときには、その施設にもトイレがなかったのです。その管理されている方に、トイレについてはと聞いたら、同じく市民球場で受付をして、そこでトイレをしてから中に入ると。利用者から要望等はありませんかと言ったら、いや、そういうことは一切ないということでしたものですから、この施設についても、トイレがあったほうがよかったのかもしれませんがトイレは設置しておりません。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 子どもたちも使うようになるのですよね、使うとすれば。冬も使うということでしょうし、天気もいろいろありますよね。そういうときも、やはり海洋センターで済まして、そして戻るということで、ちょっと大変なのではないかと思うのだけれども、簡易でもいいからつけることできないでしょうか。

●議長（堀議員） スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） 今、答弁させていただきました、受付の前にしてもらって、今考えているのが、1回使えるしようスパンを2時間と考えております。その中で、もし子どもが当然使用いたしますが、トイレをしたい場合は海洋センター、あるいは近くに勤労者体育センターもありますので、そちらのほうに移動して用を済ましていただくということを考えておりますので、ご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第16、議案第52号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました議案第52号「工事請負契約の締結について」、提案内容をご説明申し上げます。

議案書45ページをお開き願います。

議案第52号「工事請負契約の締結について」でございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今般、更新する機会設備は、週末処理場構内オキシデーションデッチ棟の汚泥処理設備であります。設備の主な仕組みは、家庭などから排水された汚泥を攪拌、酸素供給を行い、微生物を吸着させた汚泥を沈降させるための設備で、下水道供用開始の平成8年の稼働から26年が経過し、標準耐用年数である15年を超え、経年劣化や摩耗による修理が多く、部品交換などにより維持しておりましたが、交換部品の供給中止などの理由から更新の必要が生じ、国の交付金事業を活用し機械設備の工事を行うものであります。

次に、契約内容になりますが、1の工事名、令和3年度（繰越）厚岸終末処理場曝気装置更新工事（機械工事）。

2の工事場所、厚岸町有明2丁目3番地。

3、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外7社の参加によるものです。

4、請負金額、金1億1,165万円也。

5、請負契約者、札幌市中央区南2条西6丁目17番地、株式会社前澤エンジニアリングサービスであります。

46ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要などを記載しております。

47ページから48ページは、位置図などの図面となりますので、参考にしていただきたいと存じます。

また、別途、お手元に参考といたしまして、5月25日に執行いたしました「指名競争入札結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第17、議案第53号 厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局書記長。

●選挙管理委員会事務局書記長（薩田書記長） ただいま上程いただきました議案第53号「厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

議案書49ページをご覧ください。

選挙運動の公費負担制度は、資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会を保てるようにするため、一定の範囲内で、国や地方公共団体が選挙運動に必要な費用の一部を負担する制度であります。

このたびの条例改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日から施行されたことに伴い、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」などの公営に要する経費の限度額が引き上げられたことから、本町においても同施行令の改正に準じて、厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、同様の改正を行うため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別にお配りしております「議案第53号説明資料①」により行わせていただきますが、そのほか、「議案第53号説明資料新旧対照表」及び「議案第53号参考資料の関係法令の抜粋」も配付しておりますので、併せてご参照願います。

それでは、議案53号説明資料①をご覧ください。

表中の左側が「現行」で、右側が「改正案」となっており、赤字が今回改正する箇所であります。

表の上から、左端の区分のうち、自動車の区分になりますが、選挙運動用自動車の使

用の公費負担額及び支払手続について規定している第4条の改正について、上段の「一般運送契約」いわゆる「ハイヤー契約」の場合では、このたびの改正はございません。

次に、自動車の区分の下段は、一般運送契約以外で、選挙運動用自動車の借入契約の場合において、当該候補者が指定する1日1台の選挙運動用自動車に限り、借入に係る上限額1日「1万5,800円」を「1万6,100円」に改めるもので、単価で300円の増額となり、選挙運動期間の5日間では、1,500円増額されることとなります。

次に、同じ区分の選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約の場合において、一候補者につき立候補の届出をした日から選挙期日の前日までの日数を乗じる燃料代の単価「7,560円」を「7,700円」に改めるもので、単価で140円の増額となり、選挙運動期間の5日間では、700円が増額されることとなります。

次に、同じ区分の運転手雇用については、このたびの改正はございませんが、この自動車の一般運送契約以外では、表の右端の増減額になりますが、合計で2,200円の増額となります。

続いて、左端の区分のうち、ビラの区分になりますが、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について規定している第8条の改正について、上段は「町長選挙」で、下段が「町議会議員選挙」になります。作成単価はそれぞれ「7.51円」から「7.73円」に改めるもので、0.22円の増額となり、表の右端の増減額になりますが、「町長選挙」では1,100円の増額、「町議会議員選挙」では352円の増額となります。

続いて、左端の区分のうち、ポスターの区分になりますが、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続について規定している第11条の改正について、上段は、参考として、公職選挙法施行令による算出基準を記載しております。

下段は、町独自の算出を示すもので、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価のうち、印刷費「525.06円」を「541.31円」に、企画料、スチール撮影料、デザイン料等の、いわゆる企画費「8万1,850円」を「8万8,900円」に改めるものであります。

参考といたしまして、このたびの印刷費及び企画費の改正により、当該選挙運動用ポスターを掲示場84カ所で、1枚当たりとしての上限額に換算した場合、現行の「1,500円」から「1,600円」となるものであります。表の右端の増減額になりますが、選挙運動用ポスターを100枚作成した場合、1万円の増額となります。

なお、選挙運動用ポスターの公費負担額の算出に当たっては、公職選挙法施行令の規定を準用して算出した場合、1枚当たりの作成単価が実勢価格と比較し大きく上回ることから、印刷業を営む者から参考見積を徴収した上で、町独自の単価として設定するので、このたびの改正も同様の算出としておりますことを申し添えます。

続いて、表中の一番下「立候補予定者1人当たりの影響額」として、先ほどご説明させていただきました、それぞれの区分の額を合計いたしますと、町議会議員選挙の場合では、表の右端の増減額になりますが「1万2,552円」の増額となります。

議案書49ページをご覧ください。

附則であります。

附則第1項は、この条例の施行日で、この条例は公布の日から施行するとするもので、附則第2項は、適用区分で、この条例による改正後の厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期

日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 議員協議会でも説明、ある程度されてきたのですが、まず運転手の雇用の1万2,500円、この算出方法なのではけれども、この理由を聞かせてもらいたいのと、運転手、運動期間中の1日分との費用としては、最低時給はクリアしているのですが、けれども、非常に安い金額で想定しているのではないかと思います。ただ、これが上限で法律で決まっているのであれば、それは問題なので訂正できないと思うのですが、それらについての根拠というか、教えていただきたいのと、それから議員協議会でも僕、質問したのですが、ポスターの84カ所分というのがもっと増やせないのかという話の中で、たしか町内で許されている枚数は114カ所までとかと聞いていたのですが、この114カ所が間違っていたらごめんなさい、104カ所なのか、それはいいのですが、要はこの84カ所よりも多いはずなのです。聞いたときの説明では。であれば、なぜ84カ所で抑えてしまっているのか。もっと増やせるのであれば増やしていただければいいのになと、選挙に出るほうとしては広く公表できるわけですから、それをなぜ許していただけないのか。変える気はないのか。それらも含めて説明していただきたいと思います。

もう一つ、済みません。あと、まだ施行日が決まっていなくて、期日が。いつ施行するのか決まっていなくて。これ、我々にとっては来年なのではけれども、来年、例えば燃料供給代、これらについてすごいどんどん高騰しているのですが、来年になって高騰した場合、ものすごい上がったと。今、ガソリンで170円から176円くらいだと思うのですが、町内で。これが例えば250円と来年もしなったときに、どのような条例改正をするのか。全くしないのか。その辺も含めて、この三つについてお願いします。

●議長（堀議員） 選挙管理委員会事務局書記長。

●選挙管理委員会事務局書記長（薩田書記長） お答えいたします。

まず、運転手雇用の関係でございますが、こちら1万2,500円という部分につきましては、公職選挙法施行令に定める額の上限額を規定しているものでありますので、今回、その施行令の改正がなされておりませんでしたので、改正をしておりません。

次に、ポスター掲示上の設置枚数の考え方についてということのご質問にお答えさせていただきますが、こちらについては、公職選挙法施行令の規定に基づきまして、各投票区ごとの選挙人名簿登録者数と面積に応じて、その数が算定されることとなっております。本町におきましては、現在22カ所の投票区がございます、その投票区ごとの選挙人名簿登録者数と面積のほうで算定した場合、政令基準設置総数、先ほど114カ所と

いうお話されておりましたけれども、144カ所になります。しかしながら、公職選挙法の規定に基づきまして、国政選挙あるいは都道府県知事選挙であるとか、議会議員選挙の場合は、特別な事情があると認められる場合、ここで言う特別な事情と言いますのは、各投票区ごとの人口密度であったり、交通量等の状況が、そういう場合に該当したときには都道府県の選挙管理委員会と協議をした上で減少をさせることができますし、また、町の町長選挙あるいは町議会議員選挙の場合につきましては、条例に基づきまして、その総数を減じることができる規定というものがされておりますので、その144カ所から、今60カ所を減じて、84カ所と現行ではさせていただいております。

当然、先ほど竹田議員おっしゃられましたとおり、選挙に立候補される方にとっては一人でも多くの有権者の方に目の触れる機会を設けるために数多く設置するべきではないかというお考えは理解できますし、我々選挙管理委員会にとっても、有権者の方が1箇所でも多く目に触れる箇所に設置をすると、総数も常に考えていかなければならないということは理解をさせていただいております。

一方で、あと有権者の考え方にとっては、例えば民家の少ない箇所であるとか、山林だとかの場所に設置する必要があるのかという考えを持っている方もいらっしゃる、一部では思いますので、設置数を増やすということにつきましては、地域の要望なども踏まえながら、慎重に判断をしなければならないのかなと考えております。

また、現状におきましては、選挙の都度、我々選挙管理員事務局のほうで84カ所の設置場所のほうを確認させていただいております。市街地の部分につきましては、おおむね政令基準設置数どおりに設置をさせていただいておりますが、当然山間部であったり、海岸部であったりという部分については、面積も広大で、かつ人口減少も進んでいるということで、そういった理由で減少をさせていただいております。その部分は、以上です。

最後、燃料単価の高騰した場合の条例改正ということで、こちらはあくまでも公職選挙法施行令に基づいて上限額を条例を設定するものになりますので、その施行令が改正されない限りは、町の条例はそれよりも高く設定することはできませんし、あくまで公職選挙法施行令の額の範囲内で条例を規定するということになっておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 分かりました。公職選挙法施行令に基づいてということなので、変えられないものは変えられないということで分かりました。

看板の設置については、場所とかを決めて、それから何年が経過していますか。決めてから。何年もずっと一緒だと思うのです。例えば、もう山間部に行ったら、ほとんど人が高齢化やいろいろな理由で人が住んでいないといった部分も出てきているし、例えば団地だとか、例えば宮園2丁目のニュータウンとか、それから偕楽園の門静の団地とか、あの辺ってものすごい増えてきていますよね。ああいうところに山間部の看板を移すとか、それで人口密度がかなり変わってきています。宮園も光栄も、それから偕楽園も。そういうところを増やしてとか、減らすところ減らすとか、その辺を変更したほう

がいいのではないかなと思うのです。あとは枚数を増やす、増やさないというのはそれに準じて考えていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

●議長（堀議員） 選挙管理委員会事務局書記長。

●選挙管理委員会事務局書記長（薩田書記長） お答えいたします。

今現行で84カ所という中では、私の記憶しているところでは、平成21年の衆議院議員の総選挙から、この間13年間変わっていないということは理解をしております。

それと今、竹田議員のほうからご提言ありました宮園のニュータウンでありますとか、門静の偕楽園という部分につきましては、確かに今、新しい家も建っている部分もあろうかと思しますので、そういった部分では、また地域の方とも話し合いながら、できることかどうか分かりませんが、そこら辺の、山間部から減少した分とか、あくまでその投票区ごとの政令基準総数の範囲内でしか設置することができないものから、どこが適切かというのを常に考えながら、選挙の都度設置をしていければと考えております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 特に団地というのは、今まで建っていなかったら、こっち側からこう来ると、家が建っていなかったら、そっちにある看板が見えていたりするのです。建つことによって、視野が悪くなったのです。やはり、人口密度が多くなって、住宅街がどんどん形成されていくと、そういう現象が起きてくるので、それを僕が言っているのです。そういったことも含めて考えほしいということを押し沿えて、お願いして終わります。

●議長（堀議員） 選挙管理委員会事務局書記長。

●選挙管理委員会事務局書記長（薩田書記長） 先ほどと同じように、常に状況は変化するものと思いますので、常に最新の情報に留意しながら、適切な設置枚数と設置箇所について検討はさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

7 番、杉田議員。

●杉田議員 議員協議会のおきにもちょっとお聞きしたのですけれども、2点確認させていただきたいのですけれども、まず自動車については無投票の場合は1日分のみということなのでも、ビラ、ポスターに関しては、当然この算定していただいて、公費負担していただけるということによろしいのかということが1点と、議員協議会のおきにもお聞きしたのですけれども、本来これ、なり手不足ですとか自費の負担を軽くしようという目的であるものだと思うのですよね。公費負担していただけるということで。根拠となった法律が、国会議員、衆議院議員、参議院議員の方々を想定されたもの

からなのだと思うのですけれども、自前の選挙カーですとか、人によっては自前のポスター、ビラが用意できる方に関しては、公費負担がいただけないということなのでしょうか。

●議長（堀議員） 選挙管理委員会事務局書記長。

●選挙管理委員会事務局書記長（薩田書記長） 全て、杉田議員おっしゃるとおりであります。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 書記長、おっしゃったとおりのご答弁を協議会の際にもいただいていますので、分かりましたということで分かっているのですけれども、やはり、例えば新人ですとか、新規に立候補される方ですとか、なり手不足を解消しようという目的が、この法律の趣旨にあるかと思えますので、今後、来年の4月にどうこうということはあれなのですけれども、今後そういったことも念頭に置いていただいて、条例を考えていただければいいのかなと思います。例えば、分かりやすく言いますと、私自身は車に関しては自前の自家用車を使っています。ですから、お金はかかっているのですけれども、公費負担いただけるのであれば、私もレンタカー借りますよと、公費の負担していただくこと、費用をかけてしまうことになってしまうのですよね。それがちょっと、僕は何か納得がいなくて、燃料代、契約車両でないと燃料代も公費負担いただけないということであれば、自家用で出した車に関しても燃料代も公費負担いただけないということになるということですよ。

●議長（堀議員） 選挙管理委員会事務局書記長。

●選挙管理委員会事務局書記長（薩田書記長） 今の自家用車の部分での燃料代の支給については、そちらについては適用になりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 何となくと言いますか、私の申し上げていることはご理解いただけるかと思えますので、今後の検討材料と言いますか、根拠となった選挙法141条当たりかと思うのですけれども、その当たりを根拠として、こういった条例制定されたかと思えますので、その法律の趣旨というものをご理解いただいて、国会議員と町村議員との選挙の在り方というものをちょっとお考えいただきながら、今後ご検討いただければと思います。

●議長（堀議員） 選挙管理委員会事務局書記長。

- 選挙管理委員会事務局書記長（薩田書記長） この条例につきましては、あくまで公職選挙法と公職選挙法の施行令に基づいて、それぞれの自動車でありますとか、ビラでありますとか、ポスターの区分の、それぞれの額の範囲内で、それぞれの条例を制定すれば適用になるというものですので、それを超えて、何か条例で規定を設けたりということは、ちょっとすることができないようなものとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第18、議案第54号 厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） ただいま上程いただきました議案第54号「厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明いたします。

議案書51ページをお開き願います。

令和4年3月31日公布の「所得税法等の一部を改正する法律」及び「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令」により、「租税特別措置法」及び「租税特別措置法施行令」の一部が改正され、令和4年4月1日から施行されました。

このたびの改正は、同法第12条第2項及び第45条第2項にそれぞれ「沖縄振興特別措置法」に規定する離島における工業用機械等の特別償却に関する規定が新設されたほか、同法施行令第28条の9第10項に規定されていた「資本金の額等」の略称規定が、新たに設けられた同項第1号に規定されたものであります。

この改正に伴い、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」いわゆる「過疎法」に基づく、国の減収補填措置の対象となる課税免除、不均一課税の要件を定める

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」において、規定中引用している租税特別措置法及び同法施行令の項番号を改める改正がなされたことから、過疎法第24条の規定に基づく過疎地域の課税免除を定める「厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例」について、同様の改正を行う必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別にお配りしている「議案第54号説明資料の新旧対照表」により行わせていただきますが、併せて「議案第54号参考資料関係法令の抜粋」を配付しておりますので参考としてください。

新旧対照表をご覧ください。

課税免除について規定している第2条第1号の改正は、規定中引用している租税特別措置法の「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改めるほか、同法施行令の「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改めるものであります。

なお、いずれの改正も、規定の内容に変更を生じさせるものではございません。

議案書51ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 令和4年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午後1時59分休憩

午後3時34分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） 日程第19、議案第35号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算、議案第36号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上2件を再び一括議題といたします。

本2件の審査については、令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

10番、大野委員長。

●委員長（大野議員） 令和4年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第35号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算ほか1件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（堀議員） 初めに、議案第35号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する、質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 次に、議案第36号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する、質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 日程第20、意見書案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成

長に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（佐藤係長） 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

令和4年6月15日。

提出者、厚岸町議会議員、竹田敏夫。

賛成者、厚岸町議会議員、大野利春。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

北海道の森林は全国面積の4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において厚岸町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

厚岸町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組が進められてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議員、堀守。

参考、送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

●議長（堀議員） 提出者であります竹田議員に提案理由を求めます。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 ただいま朗読していただいたとおりではありますが、国土保全地球温暖化防止又は森林資源の循環利用を進める必要がある、又は木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用、これらについては持続可能なSDGs又は厚岸町非常事態宣言もしている厚岸町としてのこれからの活動について、この意見書については大変大事であると思います。

議員各位のご理解とご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり、決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

なお、本案は末尾記載の送付先に、直ちに送付いたします。

●議長（堀議員） 日程第21、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会が行った所管事務についての報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決しました。

●議長（堀議員） 日程第22、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり了承することに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第23、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（堀議員） お諮りいたします。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

したがって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、令和4年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

午後3時45分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和4年6月16日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員